放課後児童対策について

説明資料Ｐ１０３～Ｐ１０８・Ｐ１２１～Ｐ１３６　　別冊資料Ｐ７～Ｐ１２４

１　放課後児童クラブの主な改正事項

子ども・子育て関連３法のうち、放課後児童クラブに係る主な改正事項

①小学４年生以上を含む全ての小学生が対象

②設備及び運営の基準に関し、市町村が条例で基準を定める。等

平成２６年度半ばには、市町村で条例を制定する必要があることから、平成２５年度中には国の考え方が示される。

２　放課後児童健全育成事業費補助金について

平成２５年度予算案では、受入児童数を拡大するための支援措置が盛り込まれている。

・研修受講のための費用を新たに計上し、運営費助成額を改善

・指導員の健康診断費の補助については、運営費に算入

（１）補助基準額　　（千円）

<table>
<tr><td rowspan="2">開設日数</td><td colspan="2">児童数</td><td colspan="2">１０～１９</td><td colspan="2">２０～３５</td><td colspan="2">３６～４５</td><td colspan="2">４６～５５</td><td colspan="2">５６～７０</td><td colspan="2">７１以上</td></tr>
<tr><td colspan="2">運営別</td><td>公営</td><td>民営</td><td>公営</td><td>民営</td><td>公営</td><td>民営</td><td>公営</td><td>民営</td><td>公営</td><td>民営</td><td>公営</td><td>民営</td></tr>
<tr><td rowspan="3">250日以上</td><td rowspan="3">指導員数</td><td>1名</td><td colspan="2" rowspan="2">1,745</td><td colspan="2" rowspan="2">2,094</td><td colspan="2" rowspan="2">3,360</td><td colspan="2" rowspan="2">3,193</td><td colspan="2" rowspan="2">3,026</td><td colspan="2" rowspan="2">2,859</td></tr>
<tr><td>2名</td><td rowspan="2">3,049</td><td rowspan="2">3,398</td></tr>
<tr><td>3名</td><td>4,602</td><td>4,664</td><td>4,497</td><td>4,330</td></tr>
<tr><td rowspan="3">200日～249日</td><td rowspan="3">指導員数</td><td>1名</td><td colspan="2" rowspan="2">1,163</td><td colspan="2" rowspan="2">2,059</td><td colspan="2" rowspan="2">2,059</td><td colspan="2" rowspan="2">2,059</td><td colspan="2" rowspan="2">2,059</td><td colspan="2" rowspan="2">2,059</td></tr>
<tr><td>2名</td><td rowspan="2">2,467</td><td rowspan="2">3,363</td></tr>
<tr><td>3名</td><td>4,567</td><td>3,363</td><td>3,363</td><td>3,363</td></tr>
</table>

（２）国庫補助制度における加算（補助率２／３）

・開設日数加算：開設日数 251 日以上 300 日以下・1 日 8 時間以上開設

14,000 円×250 日を超える日数（300 日まで）

・長時間開設加算：開設日数 250 日以上・平日・1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を越えて開設

273,000 円×18 時を越える時間数

開設日数 250 日以上・長期休業日等・1 日 8 時間を超えて開設

123,000 円×8 時間を超える時間数

開設日数 249 日以下・平日・1 日 6 時間を超え、かつ 18 時を越えて開設

273,000 円×18 時を越える時間数

・障害児受入推進加算：1,608,000 円（年額）

（３）埼玉県独自の補助制度（上乗せ補助）（補助率１／３）

埼玉県独自の補助制度である、小規模クラブ加算、民営クラブ指導員加算、民営クラブ運営費加算、障害児指導員加算、障害児保険料加算については平成２４年度から変更なし

３　放課後児童クラブ整備費

平成２４年度まで、創設整備のみを補助対象としてきたが、平成２５年度からは、既存施設の老朽改築・耐震補強等に対応するための改築、大規模修繕や、児童の受入枠拡大に繋がる拡張整備も補助の対象とする。

先日、事前協議についての通知をメールで送付したところだが、協議の〆切が４月１日（月）必着となっているので、提出期限厳守でお願いしたい。

また、国からの内示が６月初旬頃を予定しているため、内示前に契約を締結しないよう、くれぐれも御留意いただきたい。

・予算額　　３８７，０７２千円　　※２７クラブ分を予算化

・負 担 区 分　　国１／３、県１／３、市町村又は社会福祉法人等１／３

整備区分等	整備内容	国庫補助基準額等
創設	○新たに放課後児童クラブを整備	21,504 千円
改築（一部改築含む）	○施設の老朽化に伴う改築整備	○改築：21,504 千円 ○一部改築：21,504 千円×改築面積／既存施設の総面積
拡張	①受入枠拡大のため、既存クラブ延面積の増を図る整備。 ②既存クラブが狭隘なため、受入児童数はそのままで、既存クラブの延面積の増を図る整備。 ③既存施設の延面積を増加させて、新たに「静養スペース」を設ける整備。	○厚生労働大臣が必要と認めた額 　ただし、創設整備の基準額の２分の１を上限とする。
大規模修繕	○一定年数が計課して使用に堪えなくなった居室等の改修、附帯設備の改造 ○施設の模様替 ○環境上の条件等により必要となったアスベスト処理工事 ○消防法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修 等	○１施設の対象経費が実支出額が「施設延面積（基準面積）×4,000 円」により算出された額が 500 万円以上のもの ○アスベスト処理工事の対象 　総事業費 30 万円以上 ○特殊附帯工事基準額：12,940 千円
解体撤去工事費 仮設施設整備工事費	○改築に伴う既存施設の一部又は全部の解体撤去 ○改築又は大規模修繕に伴う仮設施設の整備	○改築の場合:解体撤去 1,140 千円、仮設施設 1,699 千円 ○一部改築の場合の解体撤去等：厚生労働大臣が認めた額

４　放課後児童クラブ環境整備事業費

国の「放課後子どもプラン推進事業」の一つである「放課後子ども環境整備事業」を活用し、以下の３事業について、必要な経費の一部を助成する。

・予算額　　８７，３００千円　　※５３クラブ分を予算化

・負担区分　国１／３、県１／３、市町村１／３

（１）放課後児童クラブ設置促進事業費

小学校の余裕教室や独立施設等を改修して放課後児童クラブを設置する市町村に対し、改修費及び設備（備品等）の整備費の一部を助成する。

・補助基準額　７，０００千円

（２）放課後児童クラブ環境改善事業費

設備（備品等）の整備により放課後児童クラブを設置、または既存クラブにおいて、災害対策等のための設備（備品）を追加・更新する市町村に対し、経費の一部を助成する。

・補助基準額　１，０００千円

（３）放課後児童クラブ障害児受入促進事業費

障害児を受け入れるために必要な改修や設備（備品等）の整備、または修繕する市町村に対し、経費の一部を助成する。

・補助基準額　１，０００千円

５　耐震化調査について

今年度７月に、平成２４年４月１日時点の社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査改修状況について調査をお願いしたところ、以下のとおりであった。

☆埼玉県内放課後児童クラブ耐震化状況（さいたま市・川越市を除く）

３８２棟中１６０棟が昭和５６年以前に建築されており、８棟が耐震診断した結果、要改修でありながら改修時期未定となっており、１３棟が、耐震診断未実施でありながら耐震診断の予定がないままとなっている。

放課後児童クラブを利用する児童等の安全確保の観点から、耐震診断の未実施施設については、早急に診断を実施するとともに、要改修と診断された施設は、耐震化のための整備を適切に行うようお願いしたい。

また、全放課後児童クラブにおいて、災害対策や事故防止などに備えた「危機管理マニュアル」を整備するようお願いしたい。

６　耐震診断助成事業

昭和５６年以前に建築された施設の耐震診断に要する経費の一部を助成する。

対象施設：社会福祉法人等が設置経営する施設

対象事業費：１㎡あたりの階層単価を定め、施設延べ床面積を乗じて算出

補助率：２／３　　補助限度額：３，０００千円

７　耐震化促進事業

昭和５６年以前に建築された施設のうち、耐震診断の結果により耐震化対策が必要とされた施設を改修又は改築する社会福祉法人等に対して、その経費の一部を助成する。

対象施設：耐震化対策事業にかかる国庫補助事業を実施する社会福祉法人等に対し、その事業者負担分を対象とする。

対象事業費：国庫補助事業等における事業者負担経費について、１／２を助成